

現場からのリアルな声

支援員・井上さんにインタビュー

定着に向け、生活面までサポート

なかぼつの定着支援員として、佐藤さんを担当しています。嶋園長との面談で、順調に馴染んでいる様子を確認でき、ひとまず安心しました。理解ある職場環境はもちろん、佐藤さん自身の努力によるところが大きいと思います。とはいえ、まだスタートしたばかり。今後に備え、引き続



▲(左)佐藤真依さん。(右)なかぼつ・井上翔太さん。「子どもと接するのが本当に楽しい。仲の良い同僚もいて毎日充実しています。障がい者一度は諦めた保育士資格にも挑戦したいです」。

き密にコミュニケーションを図っていきたくと考えています。

通常、なかぼつ経由の就職では、実習段階から関わり、就職後は1年を目安に定着支援を行います。企業・本人から困りごとを伺い、両者の橋渡しを行うのが私たちの役目です。

ご相談で特に多いのは生活面です。遅刻や欠勤の背景には生活習慣、家庭環境が関係していることが多いのですが、企業の立場では私生活に踏み込みにくい。そんなとき、私たちが家庭訪問やご家族との対話を通じて解決方法を探ります。ご本人・企業、双方の本音を引き出し、安心して働き続けられるよう伴走しています。



障害者就業・生活支援センターはきの障がい者雇用アドバイザー

高松 政義さん

たかすこども園 園長

嶋 摩利さん

なかぼつ

障がい者雇用における「支援機関との連携」の重要性

はじめての障がい者雇用には、疑問や不安がつきものです。意欲はあっても、「いつどこで何を相談すればよいか分からない」「雇用後、自分たちだけでフォローできるか不安」と悩み、一歩踏み出せないケースも多いのではないのでしょうか。実際には、雇用前から雇用後まで、支援機関の協力を得ながら手厚い支援を受けることができます。今回はその一例として、障害者就業・生活支援センター(以下、なかぼつ)と連携してスムーズな雇用を実現した、たかすこども園・嶋さんと、なかぼつ・高松さんに採用に至るまでの流れを振り返っていただきました。

障害者就業・生活支援センターとは

県内6か所に設置された支援機関。通称なかぼつ。障がい者の職業生活における自立を図るため、さまざまな関係機関と連携しながら就業面及び生活面における一体的な支援を行っている。

障がい者雇用のきっかけ

嶋さん(以下、嶋)：たかすこども園は仏教精神を基盤とし、障がい・性別・国籍などに関わらず「ともに育ち合う」ことを理念としています。そのため、障がい者雇用にも関心があつたのですが、どこに相談したらいいか分からなくて。そんな中、1月の障がい者向け合同企業説明会に参加したことで、今回採用した佐藤さん(精神障がい)と出会い、高松さんとご縁ができて、一気に話が進みました。

高松さん(以下、高)：合同企業説明会は障がい者と直接会えるだけでなく、さまざまな支援機関とつながることができるのも大きなメリットですね。

嶋：はい、本当に参加してよかったと思っています。ただ、当時、佐藤さんは別府在住。通勤の問題があり、うちの就労は難しいと感じていました。採用につながったのは、本人の就労意欲の高さに加え、高松さんが珍珠での一人暮らしや障がい者委託訓練※1などの選択肢を提案してくださつたおかげです。

高：保育の仕事は、佐藤さんの長年の夢



だったと聞いています。力になれて嬉しいです。

障がい名ではなく「本人と」向き合う

高：10日間の実習と2か月の訓練を経て就労から20日ほど「取材時」経ちますが、順調ですね。これほど困りごとがないケースは珍しいです。

嶋：私も良い意味で驚きました。高松さんに障がい特性を踏まえた業務の切り出しを相談し、当初は掃除など限られた業務を想定していたのですが、実際に来てみると理解が早く、「これします」と自発的な行動も多い。職員や子どもとのコミュニケーションも円滑で、一般就労の新人と何ら変わりません。今は職員のサポートや子どもの見守りなど、保育支援を担当してもらっています。障がい名ではなく、目の前の本人と向き合うことが大切だと改めて感じました。

高：そうですね。同じ障がいでも人によって症状の出方はさまざま。障がい名にとらわれず、本人理解を深める姿勢を持つことがとても重要です。

嶋：実は佐藤さん、今度子育て支援員の資格に挑戦するんですよ。一歩ずつ自分のペースで成長してほしいと思っています。

障がい者雇用を考える企業へのメッセージ

高：まずは「知る」ことが大切です。障がい者就労セミナー※2や支援機関の相談窓口を気軽に活用してください。合同企業説明会、実習受入れに関しても構える必要はありません。どちらも採用前提ではなく、採用の可能性を見極めるものですから。

嶋：支援機関の存在は本当に心強い。早い段階で相談するのがおすすめです。そして雇用には目に見えない大きなメリットがあります。私たちは障がい者はもちろん、国籍や立場など多様な人を受



け入れてきたからこそ、もっとあるべきに縛られず、ともに育ち合っていると

※1 県が実施する公共職業訓練、企業等に訓練を委託し1〜3か月の短期間で実践的能力を養う。
※2 労働局が開催。県内の雇用状況や制度、雇用事例、取り組みなどを学ぶことができる。